

令和8年度善通寺市庁舎内弁当等販売事業者募集要項

1. 目的

職員の福利厚生の実現を図るため、弁当・パン等を販売する事業者を募集します。

2. 募集事業者

募集事業者は、以下の各号いずれかに該当する者として募集します。

販売は1日1事業者とし、曜日替わりで行うこととします。

- (1) 善通寺市内で飲食業を営む事業者
(善通寺市内に店舗があり、善通寺市税に滞納がない事業者)
- (2) 就労継続支援事業所

3. 内容

- (1) 販売場所 善通寺市役所3階
※指定場所に長机を配置しますので、そちらで販売してください。
- (2) 販売期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
※土日祝、年末年始を除く
- (3) 販売時間 11時から13時
※準備及び片付け時間を含む
- (4) 販売個数 40～50個以上を目安
- (5) 価格設定 600円程度が望ましい

4. 応募方法

下記必要書類を善通寺市総務課まで提出してください。

(提出期日) 令和8年3月13日(金) 15時まで

<必要書類>

- ① 令和8年度善通寺市庁舎内弁当等販売申請書
- ② 販売予定メニュー表(写真添付)
※独自のメニュー表がある場合はそれでも可
- ③ 食品衛生法に基づく営業許可書の写し

5. 販売事業者の決定

- (1) 提出書類の内容を確認し、審査員10名程度(市職員)で審査します。
- (2) 応募多数の場合、審査員の採点により販売業者を決定します。
- (3) 販売する曜日については、市側において決定しますが、販売を希望する曜日や都合の悪い曜日がある場合は、その旨を申請書に記載してください。

(4) 審査の結果は令和8年3月19日頃に通知予定です。

6. その他

(1) 弁当等の販売はあらかじめ調理されたものに限り、庁舎内で調理はできません。

調理機器、発電機等の機器の持ち込み、電源の使用は禁止します。

(2) 呼び込みや看板の設置など販売促進活動は原則禁止します。

(3) 食べ終わった弁当の空き箱等は、販売事業者において回収・処分してください。

※販売当日の13時までに持ち込まれた空き箱等について処分してください。

(4) 募集要項の内容に反する行為や、販売事業者として不相当と認められる場合は販売許可を取り消すことがあります。

問い合わせ先

善通寺市総務部総務課 明石

善通寺市文京町二丁目1番1号

TEL：0877-63-6302